

説明資料

金融庁 平成25年6月

中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策

関係省庁が連携して、以下の施策を推進。

I. 政府全体として円滑化法終了に対応する体制の構築

○ 関係省庁が連携した「中小企業金融等のモニタリングに係る副大臣等会議」を設置

Ⅱ. 金融機関による円滑な資金供給の促進

- 金融検査マニュアル・監督指針に以下を明記し、検査・監督で徹底
 - ▶ (円滑化法終了後も)貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること
 - ▶ 他の金融機関等と連携し、貸付条件の変更等に努めること
- <u>地域経済活性化支援機構法</u>に、金融機関は金融の円滑化に資するよう努めるべきとの趣旨を規定
 - ▶ 機構法64条「機構及び金融機関等は、・・・金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない」
- ○<u>金融業界</u>は、円滑化法終了後も<u>貸付条件の変更等に真摯に対応していく旨を</u> 申合せ
- ○金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況の自主的な開示を要請

Ⅲ. 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

- ○金融機関に対し、中小企業・小規模事業者の経営支援に一層取り組むよう促す
 - ⇒ 金融検査マニュアル・監督指針に、<u>中小企業・小規模事業者の経営改善を最大限</u> 支援していくべき旨を明記し、検査・監督で徹底
 - ⇒ 金融機関が中小企業・小規模事業者の経営支援に係る取組状況等を公表
- ○独力では経営改善計画の策定が困難な<u>小さな中小企業・小規模事業者に全国</u> 約 11,200 の認定支援機関(税理士、弁護士等)が計画策定を支援
 - ⇒ 中小企業・小規模事業者(2万社を想定)の経営改善計画策定に関し、
 - ・ 認定支援機関に対する研修の実施 【予備費・補正予算:15億円】
 - ・ 認定支援機関が行う計画策定支援やフォローアップに係る費用を補助 【補正予算:405億円】
- ○<u>年間数千件程度</u>の再生計画策定支援の確実な実施のため、<u>中小企業再生</u> <u>支援協議会の機能強化</u>を図る
 - ⇒ 各都道府県の協議会・全国本部の専門人員の抜本的増員等【補正予算:41億円】

○企業再生支援機構を<u>地域経済活性化支援機構に改組・機能拡充</u>

【当初予算政府保証枠:1兆円】

- ⇒ 直接の事業再生支援に加え、<u>地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援</u>のための機能(専門家の派遣、事業再生・地域活性化ファンドへの出資等)を追加 【補正予算:30億円】
- ○経営支援と併せた公的金融・信用保証による資金繰り支援
 - ⇒ 経営支援型等のセーフティネット貸付【事業規模:5兆円】
 - ⇒ 複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る借換保証を推進【事業規模:5兆円】
 - ⇒ 政府系金融機関による資本性劣後ローンの拡充 【事業規模:0.4兆円】
- <u>全都道府県に中小企業支援ネットワーク(</u>※) <u>を構築</u>し、参加機関が連携して 中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援
 - ⇒ 定期的な情報交換会や研修会による経営改善・事業再生ノウハウの向上、個別の中小企業・ 小規模事業者の支援の方向性を検討する枠組み(経営サポート会議)の構築等
 - (※)信用保証協会を中心に、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会、税理士・弁護士・ 公認会計士・中小企業診断士、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、 地方公共団体、財務局・経産局等により構成

Ⅳ. 個々の借り手への説明・周知等

- ○<u>金融機関は</u>、円滑化法終了後も<u>顧客への対応方針が不変であることを個々の</u> 中小企業・小規模事業者に説明
- ○円滑化法終了後も金融機関や金融当局の対応が不変であること、各種の中小企業・小規模事業者支援策を、<u>商工会、中小企業団体中央会、税理士会、公認会計士協会、中小企業診断協会、行政書士会等を通じ、</u>中小企業・小規模事業者に幅広く説明
- ○<u>わかりやすいパンフレットの作成、新聞広告など政府広報を活用した</u> 中小企業・小規模事業者に対する広報の実施
- 〇経済産業省に「中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部」を設置し、<u>関係</u> 団体、認定支援機関に対し、各種施策の積極的活用を要請
- 〇金融庁及び中小企業庁等において、<u>中小企業・小規模事業者等に対する</u> 説明会、意見交換会等を集中的に実施
- ○全国の財務局・財務事務所に「金融円滑化に関する相談窓口」、全国の経済産業局、中小企業再生支援協議会、公的金融機関など関係機関に「経営改善・資金繰り相談窓口」(約580カ所)を設置し、中小企業・小規模事業者からの個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応

中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策 中小企業金融等の 定期的な公表 モニタリングに係る 国民の監視 副大臣等会議 中小企業の経営改善支援に 関する取組み状況等を公表 金融機関 連携 金融機関 中小企業の 地域の再生現場の強化等の 情報提供 地域経済活性化支援機構法(64条) 支援のための機能を追加 状況に応じた 条件変更等、 条件変更等 経営改善支援 金融の円滑化に資するよう 円滑な資金供給 努めるべきとの趣旨を明記 申合せ・ <u>地域経済活性化支援機構</u> 申合せ・ 事業再生支援 個別説明 個別説明 検査・監督で 事業再生ファンド等への出資:30億円(補正) 政府保証枠:1兆円(当初予算) 検査マニュアル 事業再生ファンド 監督指針 出資•融資 (全国各地) 貸付条件の変更等・円滑な 資金供給、経営改善支援 に努めるよう明記 中小企業 事業再生支援 (各都道府県) 個別の相談・苦情・ (専門人材の抜本的増員:補正41億円) 要望にきめ細かく対応 金融庁 計画策定支援 〔金融円滑化ホットライン〕 (計画策定費用:補正405億円) 中小企業支援ネットワーク 情 資金繰り支援 報 提 (各都道府県) 弁護士·公認会計士·中小企業診断士 商工会·商工会議所·中央会 地域経済活性化支援機構 中小企業再生支援協議会 各財務局·財務事務所 税理士·税理士法人 政府系金融機関 財務局 経産局 地方公共団体 信用保証協会 地域金融機関 中小企業等 政府系金融機関 金融円滑化相談窓口 (経営支援型等のセーフティネット貸付:5兆円) (資本性劣後ローンの拡充:0.4兆円) 各経済産業局等 連携 信用保証協会

各都道府県で、円滑化法終了後の検査・監督の方針や

中 企業の経営改善支援の応援団

情報提供

監督にあたっての基本的考え方 — 地域密着型金融の目指すべき方向

◎ 地域密着型金融をビジネスモデルとして確立

自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進 経営陣が主導性を発揮し、推進態勢を整備・充実(本部による営業店支援、外部機関等との連携、職員のモチベーション向上に資する評価、人材育成・ノウハウの蓄積等)

顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析 最適なソリューション(経営目標の実現や経営課題の解決を図るための方策)の提案 ソリューションの実行 経営の目標や課 題の把握・分析 進捗状況 日常的 維続 順客企業の認識 ライフステージ等の見極め ソリューション(例) 外部専門家・外部機関等との連携(例) 実行 的な関係強化 確認 の管理 主体的な取組み ・技術力・販売力・経営者の資質等を踏まえた新事業の価 日常的 ・公的機関との連携による技術評価、製品化・商品化支援 値の見極め 地方公共団体の補助金や制度融資の紹介 順客企業との日常的 創業・新規事業開拓 適切な助言を通じて、 ・公的助成制度の紹介、ファンドの活用を含め、事業立上 ・地域経済活性化支援機構との連携 げ時の資金需要に対応 継続的な関係や顧客企業からの申込みを通じて得られた情報から、 厭客企業や ・地域活性化ファンド、企業育成ファンドの組成・活用 ・ビジネスマッチングによる販路獲得等の支援 地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関、 予期せぬ環境変化等に対応して 業界団体等との連携によるビジネスマッチング 技術開発支援による販路獲得等の支援 連携先とともに、 成長段階における 産学官連携による技術開発支援 - 海外進出支援 更なる飛躍 ·JETRO、JBIC 等との連携による海外情報の提供・相 事業拡大のための資金需要に対する信用供与 継続的な接触により経営の悩み等を率直に相談できる信頼関係を構築 談、現地での資金調達手法の紹介等 経営の目標や課題に対する顧客企業の認識・主体的な取組みを促す 継続的なモニタリング、 ・ビジネスマッチングによる販路獲得等の支援 ・中小企業診断士、税理士、経営指導員等からの助 技術開発支援による販路獲得等の支援 言・提案の活用(第三者の知見の活用) 貸付条件の変更 ・他の金融機関、信用保証協会等と連携した返済計画 Ϋ́ 新規の信用供与 の見直し 経営改善 ・地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関 業界団体等との連携によるビジネスマッチング ・ションの合理性や実行可能性を検証 - 経営再建計画(上記の方策を含む)の策定支援 ・産学官連携による技術開発支援 一顧客企業による主体的な策定の支援 経営相談·経営指導 ソリテ -経営課題の解決の方向性の提案 ・DES・DDS や DIP ファイナンスの活用 地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再 ・ションを見直 事業再生や業種転換 - 債権放棄 生支援機構、中小企業再生支援協議会等との連携 による事業再生方策の策定 -経営再建計画(上記の方策を含む)の策定支援 ションを実 事業再生ファンドの組成・活用 ・債務整理等を前提とした顧客企業の再起に向けた適切 税理士、弁護士、サービサー等との連携により顧客 経営の目標や な助言、顧客企業が自主的な廃業を選択する場合の取 企業の債務整理を前提とした再起に向けた方策を 引先対応等を含めた円滑な処理等への協力 事業の持続可能性が ※ 事業継続に向けた経営者の意欲、経営者の生活再建、取 見込まれない 引先等への影響、金融機関の取引地位や取引状況、財務 の健全性確保の観点等を踏まえた慎重かつ十分な検討、顧 客企業の納得性を高めるための十分な説明に努める ·M&A のマッチング支援 ·M&A 支援会社等の活用 ·相続対策支援 事業承継 ・税理士等を活用した自社株評価・相続税試算 株式買取(MBO、EBO 等)に関する資金支援 信託業者、行政書士、弁護士を活用した遺言信託の設定 金融機関が適切な融資等を実行するために必要な信頼関係の構築が困難な顧客企業(金融機関からの真摯な働きかけにも関わらず財務内容の正確な開示に向けた誠実な対応がみられない顧客企業、反社 会的勢力との関係が疑われる顧客企業など)の場合は、金融機関の財務の健全性や業務の適切な運営の確保の観点を念頭に置きつつ、債権保全の必要性を検討するとともに、必要に応じて、税理士や弁護 士等と連携しながら、適切かつ速やかな対応を実施

地域の面的再生への積極的な参画

- ・・・ 成長分野の育成、産業集積による高付加価値化等に向けた地域の取組みへの積極的な参画
- 利用者や地域の関係機関との日常的・継続的な接触により、地域情報を収集・蓄積
- 地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析し、自らが貢献可能な分野 や役割を検討
- [地域の面的再生に向けた貢献策の例]
- ・地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対し、情報・ノウハウ・人材を提供
- ・地方公共団体や中小企業関係団体及び地域経済活性化支援機構等の関係機関と連携しながら地域的・広域的な活性化プランを策定し、その中に顧 客企業を戦略的に位置づけ、支援

らの取組みの具体的な目 (※)平成25年3月期より、 中小 企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況について公表を義務付け することにより、 顧客基盤の維持 拡大 収益力

Ő

あ向

上につなげ

自